

【平成23年第1回定例会 総務委員会委員長報告】

平成23年3月16日 総務委員長 松原 成文

総務委員会に付託となりました諸案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めは、「議案第1号 川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

委員会では委員から、行政に対する市民要望も多様化し、本市の人口も増加していることから職員を削減するよりむしろ市民サービスを充実するために職員を増やすべきである。また、これまでの職員の削減により職員1人当たりの業務量が増加したことからメンタルヘルス不調による長期療養者も増え続けている。更には、職員の削減は雇用を削減することにもつながり、深刻な雇用状況にある中での安易な職員の削減は行うべきではないと考えるため、本議案に賛成できないとの意見がありました。

委員会では審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第11号 包括外部監査契約の締結について」でありますが、委員会では審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第12号 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムの指定管理者の指定について」であります。

委員会では委員から、民間活用推進委員会の審査結果に対する本市の見解について質疑があり、理事者から、株式会社藤子ミュージアムからは、過去の運営実績はないが、単純に経費を削減するということではなく、来館者に本当に楽しんでいただけるよう展示を工夫することが結果として集客につながり、施設の運営にも効果的であるとの提案を受けたが、民間活用推進委員会の委員からは、管理運営経費の縮減の取組が不十分であると指摘された。本市としては、株式会社藤子ミュージアムが藤子プロの全面的なバックアップのもとに来館者に楽しんでいただける施設を運営するものと考えており、株式会社藤子ミュージアムからの事業報告書などにより運営を確認していきたいとの答弁がありました。

次に委員から、商店街等地域との連携について質疑があり、理事者から、ミュージアムの開館により地域の活性化を図ることは本市の目指すところであることから、藤子・F・不二雄氏の作品のキャラクター使用など、指定管理予定者である株式会社藤子ミュージアムや著作権管理者である藤子プロと商店街など地域との協議を支援していきたいとの答弁がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第13号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。委員会では審査の結果、全会一致をもって同意すべきものと決しました。

次は、「議案第59号 平成22年度川崎市一般会計補正予算」及び「議案第61号 平成22年度川崎市公債管理特別会計補正予算」でありますが、委員会では審査の結果、議案2件はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

次は、「議案第64号 平成22年度川崎市一般会計補正予算」であります。

委員会では委員から、国の補正予算の「きめ細かな交付金」の交付限度額について質疑があり、理事者から、基本的には外形基準に基づいて配分する仕組みとなっており、交付総額の2分の1を地方交付税の「地域再生対策費」の算定方式により、残りの2分の1を人口を基本に算定し、各地方公共団体の財政力に応じた調整をしたもの交付限度額としているとの答弁がありました。

次に委員から、市民費で人権関連事業に110万円、男女平等推進事業に220万円を予算計上しているが、事業の費用対効果について検証してほしいとの意見がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、請願について申し上げます。

「請願第121号 川崎市発注における建設関係工事の入札制度に関する請願」であります。

本請願の趣旨は、最低制限価格の適正な引き上げと予定価格の全面事後公表を求めるものです。

委員会では理事者から、最低制限価格制度は、工事や製造などの請負契約において著しい低価格での落札を防止し、予定価格の制限の範囲内で契約内容に適合した履行を確保することを目的とし、本市はいわゆる「中央公契連モデル」に準拠して最低制限価格の上限を90%にしている。また、予定価格の公表時期については、入札契約制度の透明性や公正性の確保の観点から、平成16年4月以降、事前公表にしてきたが、予定価格の事前公表による弊害が国から指摘されたことに伴い、平成21年度以降、予定価格の事後公表を試行的に実施している。今後、事後公表の試行実施の結果や外部有識者による川崎市入札監査委員会の意見を踏まえ、予定価格の公表時期を決定していきたいとの説明があり、委員会では質疑に入りました。

委員会では委員から、本市が最低制限価格を「中央公契連モデル」に準拠して設定している理由について質疑があり、理事者から、中央公契連とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の略称であり、公共工事に関する契約制度の運用の合理化を図るために、発注機関相互の連絡調整等を行うとともに必要な調査研究を行っている組織である。この中央公契連モデルは国などの最新のデータを基に見直しがされ、多くの自治体で採用されていることなどから本市もこのモデルに準拠して最低制限価格を設定しているとの答弁がありました。

次に委員から、他の政令市の最低制限価格の設定方法について質疑があり、理事者から、本市と同様に「中央公契連モデル」に準拠している都市は14市であり、独自の算定式等を採用している都市は札幌市・仙台市・さいたま市の3市であるとの答弁がありました。

次に委員から、最低制限価格を95%に引き上げることに対する本市の見解について質疑があり、理事者から、最低制限価格の上限については平成21年5月に85%から90%に引き上げてきている。また、最低制限価格を95%にした場合、入札参

加者の技術力による価格の低減努力を評価できなくなるおそれがあることや95%から100%までの限られた範囲での競争になるため最低制限価格と同額での落札やくじによる落札者の決定件数が増加するおそれがあることから、最低制限価格を95%に引き上げるべきではないと考えるとの答弁がありました。

次に委員から、予定価格の公表時期に対する本市の見解について質疑があり、理事者から、川崎市入札監査委員会の意見を踏まえ決定していくことになるが、予定価格を事前公表する場合、事前公表された価格が目安となり適正な競争が行われにくくなることや建設業者の見積り努力を損なわせること、更には談合が容易に行われる可能性があることから、事前公表と事後公表の併用や一定の条件下での事後公表のみの公表を考えているとの答弁がありました。

次に委員から、現場に足を運び、現場の声に耳を傾けるとともに、地場産業の健全な育成にも配慮して予定価格を設定してほしいとの要望がありました。

次に委員から、最低制限価格を適正に設定するためには予定価格の基礎となる設計金額を適正に設定しなければならないことから、本市の設計部門の強化が必要であるとの意見がありました。

次に委員から、建設業を取り巻く環境の厳しさを真摯に受け止め、今後も入札契約制度改革を推進してほしいとの要望がありました。

委員会では取扱いについて協議したところ、委員から、最低制限価格を95%に引き上げることには懸念もあるが、適正な予定価格の設定に努める必要があることや予定価格の事後公表は速やかに実施すべきであると考えるため趣旨採択すべきであるとの意見がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもってその趣旨を採択すべきものと決しました。

次は、「請願第124号 中学校教科書採択に関する請願」であります。

本請願の趣旨は、平成23年に実施予定の中学校教科書採択において、教育基本法の改正や学習指導要領の改訂の趣旨に最もふさわしい教科書の採択を求めるものです。

委員会では理事者から、法令により、4年ごとに教科書の調査研究を行い、新しい教科書を採択する、いわゆる「採択替え」を行う必要があること。次に、生活水準が豊かになる一方で都市化や少子高齢化の進行など教育を取り巻く環境が変化する中、教育基本法は未来を切り拓く教育の実現を目的として改正されたこと。次に、「生きる力」をはぐくむという理念を実現するために、学習指導要領が改訂され、中学校教科書では教育基本法や学習指導要領に基づき平成23年に採択替えが実施されることなどの説明があり、委員会では質疑に入りました。

委員会では委員から、平成23年の中学校教科書採択の手順について質疑があり、理事者から、4月以降に送付される国及び神奈川県教育委員会からの教科書採択に関する通知を受けて、本市教育委員会として中学校教科書採択の手順を策定することになる。これまでには、各学校、採択地区ごとに各教科2、3名の教員で構成する調査研究会、校長・教員・保護者・学識経験者等で構成する教科用図書選定審議会からの調査研究に関する結果報告を受け、教育委員会がその権限と責任において教科用図書を採択しているとの答弁がありました。

次に委員から、調査研究会の会議や議事録の公開について質疑があり、理事者から、

調査研究会の会議は非公開だが、教科書採択後には、研究会が作成した報告書を公開している。また、調査研究会は教科書の特徴を明らかにすることをその設置目的としていることから教科書採択の意思決定を行う場ではないため、調査研究結果を報告書にまとめているが、会議の議事録は作成していないとの答弁がありました。

そこで委員から、教科書採択にかかる一連の議論を明らかにし、一層の公平性・中立性を担保するためにも議事録は作成すべきであるとの意見がありました。

次に委員から、調査研究会の責任を明確にするために、これまで教科書採択後に必要に応じて公表してきた調査研究会の調査研究員の氏名を積極的に公表するとともに、研究会としてその代表者たる会長職を設けるべきであるとの意見がありました。

次に委員から、調査研究会の調査研究員に選ばれた教員が十分に調査研究できる環境整備に努めてほしいとの意見がありました。

次に委員から、教科書採択に関する請願が教育委員会に提出された場合の対応について質疑があり、理事者から、教科書採択に当たっては公正性の確保を徹底するようとの国からの通知もあり、教科書の採択権者である教育委員会としては、教育委員会外部からの意見に影響を受けることなく、中立かつ公正な立場で児童・生徒にとつて最も適切な教科書を採択すべきであると考えている。このため、教育委員会に提出される教科書採択に関する請願については、6名の教育委員が自らの責任と判断において行う教科書採択の意思決定にも影響を与える可能性があることから、請願に対して結論は出さないことを通例としているとの答弁がありました。

次に委員から、教育委員会の行う教科書採択に市長や市議会が介入することは一般行政から独立した教育行政機関である教育委員会の権限を侵すことにもなりかねないため許されないと考えるとの意見がありました。

これに対し委員から、市民の切実な思いを真摯に受け止めるためにも市議会に提出されたこの教科書採択に関する請願を審査することは議会の役割であると考えるとの意見がありました。

次に委員から、義務教育の目的とは、個人の能力の開発と国民の形成にあると考える。その日本国民を形成するための教科書を採択する際には、日本国籍以外の方の意見は教科書採択に反映すべきではないとの意見がありました。

委員会では取扱いについて協議したところ、委員から、請願では「最もふさわしい教科書」の具体的な内容が示されていないため、「教育基本法や学習指導要領の趣旨に最もふさわしい教科書の採択を望む」という文面を文面どおりに解釈するなら採択すべきであるとの意見がありました。

これに対し委員から、この請願とは教育基本法改正の趣旨に対する見解が異なっている。また、教育委員会としては、教育委員会に提出された教科書採択に関する請願に対して結論を出さず教科書採択の公平性や中立性をこれまで担保してきたことからも、市議会が本請願を採択することは教育行政をゆがめることにもなりかねないため賛成できないとの意見がありました。

委員会では審査の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。